平成２３年（フ）第１２５号
石川県能美市道林町寅47番地１
債務者　尾嶋　英行
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１３７号
石川県加賀市小菅波町２丁目50番地　ルヴニール201号室、従前の住所東京都板橋区赤塚新町２丁目13番　14―111号
債務者　河野喜一郎
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第４３１号
山梨県甲斐市大垈197番地36
債務者　矢﨑みち子（旧姓中込）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
山梨県中央市下三條1322番地
債務者　小林　　明
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８４号
山梨県中央市下三條1244番地８
債務者　小池美佐姫（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５０２号
山梨県笛吹市春日居町熊野堂144番地１コーポ博友207
債務者　横田　徳子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
長野県須坂市大字亀倉92番地20
債務者　玉井　　恵
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７９号
長野県飯田市北方2280番地２
債務者　長谷川みのり
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第８３号
長野県飯田市上郷別府174番地１みよさきコーポ313号
債務者　北沢　　香
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第８８号
長野県上伊那郡辰野町大字小野120番地２
債務者　宇治　博昭
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１０１号
岐阜県可児市今701番地２サンシャイン東山206
債務者　前田　　粲
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第７９号
岐阜県高山市名田町３丁目71番地５
債務者　藤井愼太郎
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
岐阜県高山市山口町1280番地　高山厚生病院11号官舎
債務者　巣之内亮子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
静岡県賀茂郡河津町見高2312番地の54
債務者　中野　誠一
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第５９号
静岡県賀茂郡河津町見高2312番地の54
債務者　中野　誠子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第３０５０号
名古屋市熱田区神宮４丁目１番21号　メゾン神宮504号
債務者　小島　初美
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１６号
三重県名張市つつじが丘南８番町97番地
債務者　藤山　尚志
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
津地方裁判所伊賀支部